

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外92名

被告 国

準備書面(21)

(原告ら陳述書による立証について)

2019年(令和元年)5月9日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚

弁護士 福 崎 博 孝

弁護士 中 村 尚 志

第1 はじめに

原告らの陳述書では、新安保法制法の制定・施行により原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権が侵害され、それによって受けた原告らの精神的苦痛を立証します。そして、その被害及び精神的苦痛は、被告が主張するような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」ではないことも併せて立証します。

以下では、原告らの陳述書によって立証する内容の概略を述べます。

第2 陳述書による立証内容について

- 1 本件訴訟の原告らは、第1陣(平成28年(ワ)第159号)が被爆体験者を含む原爆被爆者及びいわゆる被爆二世であり、第2陣(平成29年(ワ)第

135号)の原告らは様々な年代や職業、人生経験を持つ方々です。

2 被爆者である原告らの被爆体験は、壮絶・凄惨そのものです。

(1) 原告の中には、被爆によって自らも負傷し、生死の境をさまよった方もいます。原子爆弾の炸裂による閃光と、それに続く爆風により吹き飛ばされ、ひどい火傷やけがを負った者(甲D2, 甲D82, 甲D99, 甲D105, 甲D110, 甲D113)。火傷を負った部分の皮膚が全て剥けるというひどいけがにもかかわらず、十分な治療も受けられずにひたすら耐えがたいやけどの痛みに泣きながら耐えた者(甲D65)。火傷とともに、爆風で飛ばされてきたガラスの破片が体に突き刺さり、体中血だらけとなった者(甲D3)。脱毛、嘔吐、発熱、下痢、下血などの放射線による急性症状に苦しんだ者(甲D3, 甲D29, 甲D40, 甲D44, 甲D67, 甲D81, 甲D87, 甲D105, 甲D118, 甲D122など)。いずれも筆舌に尽くしがたい苦痛を受けた方々です。

(2) また、被爆後の爆心地付近の長崎の街の状況はまさに地獄絵図でした。家は破壊され、工場もがれきの山となってむき出しになった鉄骨がひん曲がり、市街地は一面焼け野原となっていました。黒焦げの死体、血まみれの死体、やけどにより男性か女性かもわからない死体やけが人、やけどにより皮膚が垂れ下がっているけが人などがあふれ、川にもたくさんの死体が浮いていました。泣き叫ぶ声や助けを求める声があちこちから聞こえました。そのような地獄の中を、郊外へ避難するために、または逆に親族を探しに爆心地に入るために通過した原告の方も大勢います。その記憶は、原告らの中で生涯忘れることのできない恐怖の記憶です。

(3) そして、原告らの多くが、原爆によって家族、親族、知人等を失いました。原爆によって即死し、遺体や遺骨すら見つからない家族もいます。働き盛りの父や母を失い、幼い兄弟姉妹を失いました。即死はまぬがれたものの、けがにより数日で亡くなる者、一見けがはないものの放射線の影響によりどんどん衰弱して亡くなる者が大勢おり、それを看取った原告らの悲しみは想像に余りあります。

(4) 被爆者である原告の中には、被爆から数十年後に、被爆による放射線の影響で発症したと考えられるがんなどの疾病に罹患した方もいます。それも一度だけではなく、別の部位にがんが多発している方もいます。同じ場所で被爆した親族が、がんなどの疾病に罹患している方も大勢おり、自分自身はまだそのような疾病に罹患していない方でも、いつ自分のがんや白血病などの疾病を発症するかもしれないという不安と恐怖に常に苛まれています。また、一度は治癒しても、再発や別のがんを発症するのではな

いかという不安と恐怖に常に苛まれています。長崎大学名誉教授で日赤長崎原爆病院名誉院長である朝長万左男氏の意見書（甲 B 7 3）にもあるように、原爆放射線により臓器幹細胞の遺伝子が傷つき、その結果、原爆放射線の人体に対する影響は、被爆者の生涯にわたって持続するという事実が科学的に明らかになっています。被爆者である原告が抱えている健康に対する不安や恐怖は極めて現実的なものであり、その不安や恐怖からは、被爆者は一生逃れることはできないのです。

3 被爆二世である原告らも、被爆者である親から、壮絶な被爆体験を聞かされ、あたかも自らが体験したかのように、その話を明確に記憶しています。また、被爆二世である原告らは、被爆による放射線の影響で苦しんだり死に至った親、近親者、知人などの姿を間近で見て来ました。自分と同世代の被爆二世が、それまで健康であったにもかかわらず、若くして急性白血病や悪性リンパ腫などに罹患し亡くなった経験をした方もいます（甲 D 5, 甲 D 5 9, 甲 D 7 4）。原爆放射線の遺伝的影響はまだ科学的には解明されていないものの、そのような体験から、自らもいつがんや白血病などの死に至る病気に罹患するのだろうという健康不安や恐怖に苛まれています。

4 被爆者及び被爆二世の原告らは、そうした自らの体験から、核兵器たる原爆や戦争の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさを身をもって理解し、戦争や原爆の惨禍・苦しみをもう誰にも経験して欲しくないという必死の思いを抱いて今日まで生きてきました。こうした原告らは、誰よりも平和を切実に求めている方々です。

戦後、日本が戦争をすることもなく、また戦争に巻き込まれることもなく、平和に暮らすことができたのも、日本国憲法 9 条があったからこそです。原告らの誰もが日本国憲法 9 条の存在意義と尊さを理解し、大事に思っています。原告らは、戦争や原爆の惨禍、敗戦を経験し、先の大戦の反省から生まれた日本国憲法に基づく平和国家としての歩みの実績を積み重ねることで、自らの人格の中心に憲法の平和主義を位置づけ、自らのアイデンティティーを確立してきました。

5 第 2 陣の原告らは、被爆者、戦争体験者、元教師、元公務員、マスコミ関係者、大学教員、労働組合活動に関わってきた者、平和運動に関わってきた者、漫画家（原爆や原発をテーマにした漫画の執筆者）、幼い子を持つ親、県議会議員、元自衛隊員、軍人を父に持つ者、牧師など、様々な人生経験やバックボーンを持つ方々です。

(1) 戦争体験者の原告(甲D148)は、先の戦争(太平洋戦争)において、何度も空襲を受け、戦闘機からの機銃掃射の恐怖や爆撃機から投下された焼夷弾による火災と逃げ惑う人々の様子を忘れることができません。配給物資が不足していたため、育ち盛りであったにもかかわらず十分な栄養を摂ることができず、大変ひもじい思いもしました。その原告にとっては、戦争とは、恐怖と飢えの苦しみの記憶です。

また、同じく戦争体験者の原告(甲D163)は、戦争時には父の仕事の関係で満州におり、空襲に怯える日々でした。敗戦後、父がソ連兵によってシベリアに抑留され、父がいない中、母とはぐれる恐怖を感じながら、屋根のない貨物列車と徒歩で移動し、苦難の末に何とか日本に帰る船に乗り込みました。長崎に戻ってからも、食料も衣類も足りず、貧しい生活を続けました。また、原爆で亡くなった親族や被爆の影響により死亡した親族もあり、周囲にも原爆で家族を亡くした人や被爆によるケロイドなどで苦しんでいる人たちに囲まれて生活しました。

(2) 大学で助教授や非常勤講師をしてきた原告(甲D144)は、これまで政治学と平和学の講義を担当してきました。フランス革命の「人間及び市民の権利宣言」以来、近代国家における憲法の役割について、憲法は国民が為政者にしぼりかけるもので、憲法は国民が為政者に守らせるもの、そしてその枠内で作られた法律は国民が守るもの、と教えてきました。原告にとって、この大原則が崩れることは、これまでの自身の教育が否定されることに他ならないと考えています。

(3) 労働組合活動に従事してきた原告(甲D180)は、労働組合の役員として雇用と労働条件の向上のための活動、地域における反核、反戦、平和の運動にも積極的に参加してきました。この原告が戦争遺児であることが、これらの運動の原点にあります。この原告の父は1945年6月1日、沖縄にて戦死(31歳)しました。遺骨も還ることなく、紙切れ一枚が届いただけでした。残された母は、当時4歳の兄と生後6か月の原告を養育するため、生き抜くために、筆舌に尽くし難い苦難の道のりをたどりました。衣類の行商先での偏見や代金の踏み倒し、商売道具であったミシンを泥棒に遭うなど失意のどん底に落とされながらも、子どものために歯を食いしばって生き抜いてきた母親に接するとき、戦争さえなければという誰よりも強い思いがあります。

(4) 元小学校教員である原告(甲D153)は、「二度と教え子を戦場に送らないこと」を誓いながら、30年以上にわたって教壇に立ちました。退職後も、同じ志を持つ退職教職員とともに、日本国憲法を守る活動を続けています。

- (5) 原爆や原発をテーマにした漫画を描き続けている原告(甲D158)は、原爆というテーマを選んだ理由として、居住地が長崎であり、周りに被爆者がいることを挙げています。被爆者の故[REDACTED]さんはレントゲン撮ると骨がボロボロで、肋骨がレントゲンに映りませんでした。シャツを脱ぐと肋骨の間から心臓がどくどく脈打っているのが見えました。なぜこんな体で活動しているのだろうと最初は衝撃でしたが、やがてその衝撃は、この人たちをこんな目に遭わせた原爆は許せないという怒りに変わり、そして「原爆を再び使用させてはならない」「戦争を起こしてはならない」という願いへつながっていき、それが執筆活動の原動力となっています。
- (6) 軍人を父に持つ原告(甲D149)は、元海軍で先の戦争から生きて帰ってきた父から、戦争のときの話を聞かされました。原告の父は海軍の下士官として昭和19年冬に護衛艦に乗って航海中、アメリカ軍の攻撃を受け、その戦いで何人ものけが人や死者が出ました。原告の父は滅多に戦争について話さなかったそうですが、当時中学1年生だった原告が読みふけていた戦記物の本を「かっこいい」と何度も話をしていたら、父が「戦争ってそんなもんじゃない」と言って戦争の話聞かせてくれました。そのことが「戦争は絶対にだめだ」と原告が思うようになった一因となっています。
- (7) このように、第2陣の原告らは、それぞれの人生経験やバックボーンは多種多様ですが、原告らに共通しているのは、戦争を絶対にしてはいけない、繰り返してはならないという平和への願いです。原告らは、日本国憲法の個人尊重の理念、平和主義の理念を人格形成の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを確立してきました。

6 このように、第1陣及び第2陣の原告らは、それぞれの体験、職業経験、人生経験から、日本国憲法の平和主義の理念を人格の中心に位置付け、自らのアイデンティティーを築いてきました。その信念に基づいて、平和運動などの具体的な活動を行ってきた方々もいます。

そのような原告らは、二度と日本が戦争をしたり、戦争に巻き込まれることはないと考え、信じていました。

ところが、新安保法制法の制定・施行によって、原告らの認識は大きく覆されてしまい、原告らは、日本が戦争に巻き込まれるのではないかという強い不安を感じています。このような不安感は、決して漠然としたものではありません。戦争や被爆の想像を絶する恐怖、絶望、痛み、悲しみなどを実体験し、または、父母などから直接その体験を幾度も聞き追体験している第1陣の原告ら、そして、自らの体験、職業経験、人生経験から平和を切実に願う第2陣の原告

らであるからこそ、自身の経験と結びついてしまうことで、その不安を具体的に明確なものとして感じることができ、原告らの心を大きく乱し、痛めつけ、苦しめているのです。

また、新安保法制法の制定・施行は、原告らが築き上げてきた自らのアイデンティティーを根底から否定するものでもあります。日本国憲法の平和主義とともに生きてきた原告らにとっては、新安保法制法の制定・施行は、自らの人生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きるものの中心に位置するものの破壊です。これほど具体的で大きな精神的苦痛はありません。

そして、これらの精神的苦痛は、原告らの人格の中心にある日本国憲法9条を、憲法改正手続きを経ることなく実質的にその内容を変えられてしまったことによってもたらされており、その憤りや精神的苦痛の大きさは想像するに余りあります。

このように、原告らの受けた被害及びそれによる精神的苦痛は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」では決してありません。

以上のことを、原告らの陳述書によって立証します。

以 上